「私立高等学校学費助成制度」のお知らせ ~令和7年度から受給対象者と助成額の拡充を行いました~

上越市

上越市では私立高等学校に在学しているお子さんをお持ちで、次の要件に該当する保護者の方に対し、学費負担を軽減するために、私立高等学校学費助成金を支給します。

1 助成金の種類

- 施設整備費等助成金
- 入学助成金

2 受給資格

私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち、上越市内に住所又は居所を有し、 次のいずれかの要件に該当される方

助成区分	推定年収	要件
第1種	(1) 170万円未満	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯 (保護の停止世帯を含む。)に属する人
	(2) 190万円未満	地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が 非課税の世帯に属する人
	(3) 250 万円未満	市町村民税の所得割が非課税の世帯に属する人
第2種	350万円未満	算定基準額(父母及び学費を負担している人の合計額。私立高等学校に在学している生徒が2人以上ある場合は、合計額をその生徒数で除して得た額。以下同じ。)が51,300円未満であること。
第3種	430万円未満	算定基準額が51,300円以上88,999円未満であること。
第4種	590万円未満	算定基準額が88,999円以上154,500円未満であること。
第5種	910万円未満	算定基準額が154,500円以上304,200円未満であること。

[※]推定年収とは、収入が同じであっても、各種控除(社会保険料控除・扶養控除など)が個人ごとに異なり税額も変わることから、参考として表記しています。

[※]算定基準額は、課税標準額(課税所得額)×6%-市町村民税の調整控除の額で算出します。

⁽生徒本人が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、課税標準額から33万円減じて算出)

[※]市民税の課税状況は、毎年5~6月に職場経由又は自宅に郵送で届く、市県民税決定通知書で ご確認ください。

3 支給金額

「2 受給資格」の助成区分により以下の額を支給します。

ただし、保護者が実際に負担した入学金又は施設整備費等の額が表中の助成金の額を下回る場合は、保護者負担額が助成金の額の上限となります。

助成区分		施設整備費等 助成金	入学助成金
第1種	(1)	(新潟県が行う当該施 設整備費に対する助成 の対象とならない場合 ※のみ: 23,800円)	・助成区分の第1種助成の(1)に該当する人 対象者が支払った入学金から新潟県の入学助成額を 控除した額(以下「控除後の額」という。)から5, 650円を減じた額又は20,650円のいずれか 低い額
			(新潟県が行う当該入学金に対する助成の対象とならない場合※:対象者が支払った入学金から5,650円を減じて得た額又は94,350円のいずれか低い額)
	(2)		・助成区分の第1種助成の(2)に該当する人 控除後の額又は26,300円のいずれか低い額 (新潟県が行う当該入学金に対する助成の対象とならない 場合※:100,000円)
	(3)		助成区分の第1種助成の(3)に該当する人 控除後の額から2,825円を減じた額又は 23,475円のいずれか低い額
			(新潟県が行う当該入学金に対する助成の対象とならない場合※:対象者が支払った入学金から2,825円を減じて得た額又は97,175円のいずれか低い額)
第2種 第3種 第4種		23,800円	
第5種		18,000円	

^{※「}新潟県が行う当該入学金や施設整備費に対する助成の対象とならない場合」とは、本校が県外にある私立高校に在学している場合や、生徒本人が県外在住の場合、保護者等のうち一人でも県外在住の場合などにより、新潟県が行う私学助成を受けられない場合を指します。

4 申請手続

在学している学校事務室にご相談の上、記載例を参考に「私立高等学校学費助成金支給申請書」を作成し、提出してください。

■提出する書類

- ① 私立高等学校学費助成金支給申請書
- ② 学生証の写し又は私立高等学校に在学していることを証明する書類
- ③ 通帳の写し等の振込口座を確認できる書類
- ④ 令和7年度 市・県民税 所得・課税証明書(下記※1※2により必要な場合のみ)
- ※1 個人情報の取扱いに関する同意について
 - 申請書に「個人情報の取扱いに関する同意」欄を設けてあります。
 - 上越市教育総務課職員が申請世帯の課税情報を閲覧することや学費の納付状況を確認することに同意をいただける場合は、口にレ点を入れてください。
 - ・同意いただけない場合は、「令和7年度 市・県民税 所得·課税証明書」の添付が必要となります。
- ※2 令和7年度の市町村民税が他市町村で課税されている方の所得・課税証明書 について
 - ・令和7年 1 月 1 日現在の住所が上越市以外の市町村にあった方は、当市が保有する情報に課税情報がないため、上記「個人情報の取扱いに関する同意について」にかかわらず、「令和7年度 市・県民税 所得・課税証明書」の添付が必要です。課税されている市町村から取り寄せ、添付してください。

5 申請期限と提出先

令和7年12月1日(月)までに上越市教育委員会 教育総務課へ申請書類を提出 してください。

【提出先】〒942-8563 上越市下門前1770番地(上越市教育プラザ内) 上越市教育委員会 教育総務課 庶務係 私学助成担当 宛て ただし、上越高校又は関根学園高校に在学中の場合は、学校に提出してください。

6 その他

この助成金は、年に1回、令和8年2月末に申請者(保護者)の口座へ直接振り込みます。

問合せ先

在学している学校事務室又は、

上越市教育委員会 教育総務課 庶務係まで(電話:025-545-9261)